

法定検査について

浄化槽を使用している方（浄化槽管理者）は、浄化槽が正しく設置され、適正に維持管理されているかを確認するため、保守点検や清掃とは別に、県が指定する検査機関による検査（法定検査）を受検することが浄化槽法で義務付けられています。

法定検査には、法第7条に基づく検査と法第11条に基づく検査があり、外観検査、水質検査、書類検査により浄化槽の診断を行います。

7条検査(竣工検査)

(主に設置状況を見る)

設置後、浄化槽が正常に機能し始めた頃（使用開始後3か月経過日から5か月間）に実施し、本来の機能が発揮されているかを確認する検査です。

検査の申込みは、浄化槽を設置した工事業者に依頼することができます。



11条検査(定期検査)

(主に使用・管理状況を見る)

毎年1回、浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかどうかを確認する検査です。

検査は、県が指定する検査機関の検査員又は採水員が、現場に出向いて、浄化槽の作動状況、水質検査、管理記録簿の検査を行います。

検査の申込みは、保守点検業者に依頼することができます。

20人槽以下の浄化槽の法定検査

20人槽以下の浄化槽の11条検査は、新潟県浄化槽法定検査管理協議会から指定を受けた採水員が検査にお伺いします。

車に置き換えれば、浄化槽の保守点検と清掃は日頃のメンテナンス（オイル・タイヤの点検・交換など）にあたり、法定検査は車検にあたります。